

久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

久喜市長

貴志 信智

久喜市規則第 4 2 号

久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年久喜市規則第２３号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

- ４ この規則の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年久喜宮代衛生組合規則第１０号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。